

保体第2012号
令和4年9月9日

各県立学校長 様

保健体育課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について（通知）

このことについて、別添のとおり令和4年9月9日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

この事務連絡に基づき、別紙のとおり「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応（令和4年9月9日一部改訂）」として、罹患した者（セルフテストなどにより陽性が判明した者含む）の出席停止又は出勤自粛（以下、「出席停止等」という。）の期間等を変更しましたので、御対応いただきますようお願いいたします。

なお、療養期間中も一定の場合（有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合）は、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされていますが、出勤、登校は、必要最小限の外出としては認められないこととされていますので、教職員、児童・生徒等及び保護者に対して、療養期間の見直しに伴う出席停止等の扱いの見直しと併せ、周知をお願いします。

別添

- 1 【別紙】 オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応（令和4年9月9日一部改訂）
- 2 【別葉】 県立特別支援学校に係る留意事項
- 3 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡

問合せ先

保健体育課 保健安全グループ

菅沼、岡本

電話045-210-8309（直通）

特別支援教育課 教育指導グループ

荒井、山田

電話 045-210-8276（直通）

令和4年9月9日一部改訂

オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応

基本的な考え方

- この当面の対応は、オミクロン株が主流である期間に適用するものとする。
- 各学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保を図る。併せて、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、必要な範囲、期間に限定して臨時休業等を行う。
- 臨時休業等に当たっては、これまでと同様、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。

1 児童・生徒等及び教職員の感染(自主療養も含む)が確認されたら

- 児童・生徒等及び教職員の感染が確認された場合、全体の教育活動は継続しながら、(状況に応じて速やかに該当する学級等の一定の単位(場合によっては部活動等)のみ停止し、)有症状者や濃厚接触者相当の者^{*1}の確認、消毒作業等を進めてください。
- 校長は、罹患した児童・生徒等及び教職員について、出席停止又は出勤自粛(以下「出席停止等」という。)の措置をとります。【表1】参照
- 療養期間中(出席停止期間等)も一定の場合(有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合)は、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされていますが、出勤、登校は、必要最小限の外出としては認められません。
- 学校等で特定した濃厚接触者相当の者にも同様の措置をとり、自宅での過ごし方等について周知します。なお、家庭内等で感染者が発生した場合、保健所の聞き取りは行わず、全ての同居者は濃厚接触者となり、同様の対応となります。【「学校で特定した濃厚接触者相当の者」及び「家庭内感染等で保健所が濃厚接触者と特定した者」への周知内容】参照)

【表1】出席停止等の扱い[学校保健安全法第19条等]

	対象者	期間
1	罹患した者 (セルフテスト等により陽性が判明した者含む)	<p>《有症状患者の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発症日を0日として翌日から7日間経過し、かつ、<u>症状軽快^{*2}後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。ただし、10日間が経過するまでは、検温等の健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者^{*3}との接触、ハイリスク施設^{*4}への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底すること。</u> <p>《無症状患者の場合^{*5}》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査日を0日として翌日から7日間経過し、<u>8日目から解除を可能とする(従来から変更なし)。</u> ・加えて、<u>5日目の抗原定性検査キット^{*6}による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除を可能とする。ただし、7日を経過するまでは、検温等の健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者^{*3}との接触、ハイリスク施設^{*4}への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食</u>

		<u>等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底すること。</u>
2	「学校等で特定した濃厚接触者相当の者」及び「家庭内感染等で濃厚接触者となった者」	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の感染可能期間内^{※7}に患者と接触した最終日を0日として翌日から5日間^{※8}。ただし、7日を経過するまでは検温等の健康状態の確認を行うこと。 ・同居する家族等の濃厚接触者とされた児童・生徒等については、感染者の発症日又は感染対策を講じた日を0日として、いずれか遅い方から5日間発症がない場合に解除。 ・無症状の場合は、2日目、3日目の抗原定性検査キット^{※6}を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することが可能。 ・特別支援学校の教職員においては、令和4年7月28日付け厚生課長及び特別支援教育課長通知「特別支援学校教職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請の対応について」での対応も要件等を満たす限りにおいて可能。
3	発熱等の風邪症状がみられる者（上記1～2に該当しない場合に限る）	原則、症状が改善するまで (医療機関の受診又は自宅での休養を勧奨)
4	同居の家族に発熱等の風邪症状があるなど感染の可能性について保護者等から申し出があった者	原則、当該家族の症状が改善するまで ※学校保健安全法第19条による出席停止ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

【「学校等で特定した濃厚接触者相当の者」及び「家庭内感染等で濃厚接触者となった者」への周知内容】

- ・ 感染者と最後に接触した日の翌日から5日間は、1日2回、自身の体温を測り健康状態を確認するとともに、不要不急の外出を控えること。
- ・ 6日目以降、7日目までは、自身の健康状態を確認するとともに、ハイリスク者^{※3}との接触やハイリスク施設^{※4}の不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食を避け、基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 無症状の場合は、2日目、3日目の抗原定性検査キット^{※6}を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登校可能となること。
- ・ 自宅待機期間中に症状が出た場合は医療機関等に相談し、陽性となった場合は、「罹患した者の《有症状患者の場合》の期間」の療養を行うこと。その旨を学校に連絡すること。

※1 保健所が特定した濃厚接触者と区別するため、学校が調査した濃厚接触者については「濃厚接触者相当の者」としています。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいいます。

※3 ハイリスク者とは、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方をいいます。

※4 ハイリスク施設とは、ハイリスク者が多く入所、入院する高齢者・障害児者施設や医療機関をいいます。

※5 検査時は無症状でも、療養中に症状が出現した場合は、「罹患した者の《有症状患者の場合》の期間」の療養となります。

※6 抗原定性検査キットは自費検査となるため、保護者や本人が希望した場合に選択できるものであり、学校から検査を促すといったことがないよう留意してください。また、抗原定性検査キットは薬事承認されたものを用いることとされています。適用にあたっては、保護者等に確認するなど丁寧に対応するようお願いいたします。

※7 感染可能期間内：有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は検体採取日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間

※8 令和4年7月22日一部改正厚生労働省事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」より

2 濃厚接触者相当の者の調査・リスト化

- 各学校において、陽性が判明した児童・生徒等及び教職員に聞き取りを行い、次の考え方を参考に、校内での濃厚接触者相当の者を調査し、リスト化します。

【濃厚接触者相当の者の考え方】

感染者の感染可能期間（発症2日前[無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前]から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間）のうち、当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下のいずれかに該当する者とする。

- ・ 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性が高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。）

＜令和4年8月19日付け文部科学省事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和4年8月改定版）」より＞

- これまで、県立学校では、陽性者が判明した時点で、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者を追認してもらうこととしていましたが、今後は、学校で調査し作成したリストを保管することとし、保健所の追認は求めません。
- 陽性者の判明から濃厚接触者相当の者の特定の間臨時休業は行いません*。
※ 陽性者からの聞き取りができない場合など、速やかに濃厚接触者相当の者の確認ができない場合は、必要な範囲について、一旦、教育活動を停止等する場合があります。

3 臨時休業の判断について

- 各学校においては、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合に、学校の一部又は全部の臨時休業を行うことを検討します。
- 学級閉鎖あるいは学年閉鎖、学校全体の臨時休業とするかの検討に当たっては、1学級当たりの児童・生徒等の数や当該学年の学級数、校舎内の教室配置、校内における児童・生徒等の活動範囲などの実情を踏まえ、総合的に判断し、県教育委員会と協議の上、決定します。（【表2】参照）
- また、臨時休業の範囲及び解除の時期については、状況に応じて学校医の助言も踏まえて判断します。

【表2】臨時休業実施の判断基準

	対応	基準等
1	学級閉鎖	・ 直近3日間の陽性者が学級において、状況に応じ10~15%以上確認され、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3~5日間学級閉鎖を実施します。 (※ ただし、陽性者の感染経路が家庭内感染など、校内感染でないことが明らかな場合で、発症日（無症状なら検体採取日）から2日間遡っても登校等していない者は除く。)

		<ul style="list-style-type: none"> 当該学級内で新たな陽性者等が複数発生した場合等には、期間の延長も検討します。 学級内での感染拡大の恐れがないことが確認できた場合には、期間を短縮することも可能とする。
2	学年閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学年閉鎖を実施します。 陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。
3	学校全体 臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学校全体の臨時休業を実施します。 陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。

4 臨時休業の解除(教育活動の再開)

- 学校は、臨時休業期間中の当該学級等の児童・生徒等の状況を把握し、必要に応じて学校医の学校再開の見解を確認した上で、県教育委員会と協議します。(臨時休業を開始してから3～5日後程度を目安)
- 発熱症状があるなど、出席停止が適当と考えられる児童・生徒等を除き、教育活動を再開します。

5 部活動における対応

- 陽性者が部活動に所属し、かつ、当該陽性者の行動歴から、感染可能期間*中に部活動に参加し、マスクを外して活動している状況があったことが判明した場合には、原則として、当該部活動は3～5日間程度の活動停止とします。
- 学校は、部員及び顧問の健康観察を徹底するとともに、出席停止の対象となる有症状者や濃厚接触者相当の者の有無について確認します。
- 部活動の形態により、チーム等のカテゴリー別に行動しているなど、明らかに陽性者との接触の範囲が限定される場合には、必要な範囲の活動を停止するなど適切に対応してください。
※ 感染可能期間は、発症2日前(無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前)から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

6 その他

- 同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の可能性がある等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合には、感染拡大防止策等について所管の保健所に協力を求めることは可能です。必要に応じて、教育委員会に報告、協議の上、保健所に相談してください。

オミクロン株による感染拡大に伴う県立学校における臨時休業に係る当面の対応について <県立特別支援学校に係る留意事項>

県立特別支援学校においては、本通知に基づき適切に当面の対応を行いつつ、濃厚接触者相当の者の考え方や、臨時休業の判断等については、各学校の実情に合わせた対応が必要です。

そこで、本通知に基づく特別支援学校における<留意事項>を次のとおり取りまとめましたので、各学校において適切に対応いただくようお願いします。

1 濃厚接触者相当の者の考え方

- 通知の別紙では、「濃厚接触者相当の者の考え方」を示しています。

特別支援学校においては、加えて、適切な感染予防策なしで、以下のいずれかに該当する者についても濃厚接触者相当の者とします。

<活動>

- ・ 大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者
- ・ 給食（昼食）場面で、児童・生徒等の介助等をした（された）者

<寄宿舍>

- ・ 感染者と同室の者
- ・ 感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者

2 臨時休業の判断について

- 通知の別紙では、【表2】「臨時休業の判断基準」において、学級閉鎖や学年閉鎖、学校全体臨時休業の対応が示されています。

特別支援学校においては、学年で一つの教室を使用している場合があるため、学級閉鎖を「学級及び学年閉鎖」と読み替えます。また、各学部や教育部門が同じフロアに配置されている学校が多いため、学年閉鎖を「学部等閉鎖」と読み替えるなどし、対応します。（【表】参照）

3 その他

- その他、各学校において、不明な点などありましたら、適宜、特別支援教育課あてご相談ください。

【表】 臨時休業の判断基準

	対応	基準等
1	学級及び 学年閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> 直近3日間の陽性者が学級において、<u>複数(状況に応じ10~15%以上)確認され、学級及び学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3~5日間学級及び学年閉鎖を実施</u>します。 (※ ただし、陽性者の感染経路が家庭内感染など、校内感染でないことが明らかな場合で、発症日(無症状なら検体採取日)から2日間遡っても登校等していない者は除く。) 当該学級及び学年内で新たな陽性者等が複数発生した場合等には、期間の延長も検討します。 学級及び学年内での感染拡大の恐れがないことが確認できた場合には、期間を短縮することも可能とする。
2	学部等閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> <u>複数の学級及び学年を閉鎖するなど、学部や教育部門内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3~5日間学部等閉鎖を実施</u>します。 陽性者の所属学級及び学年や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。
3	学校全体 臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> <u>複数の学部等を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3~5日間学校全体の臨時休業を実施</u>します。 陽性者の所属学級及び学年や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので、お知らせします。



事務連絡
令和4年9月9日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について

先日9月8日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「With コロナに向けた政策の考え方」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

今般の基本的対処方針の変更においては、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等についても見直しが行われていますので、別添の「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」（令和4年9月7日付け厚生労働省事務連絡）と併せて御参照の上、特に、学校においては、

- ・ 療養解除後も、有症状患者については発症日から10日間が経過するまで、無症状患者については検体採取日から7日間が経過するまでは、感染予防行動の徹底が求められること
 - ・ 療養期間中も一定の場合に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされたものの、療養期間中の出勤、登校は必要最小限の外出としては認められないこと
- 等の点に御留意いただくようお願いします。

また、今般の基本的対処方針の変更に関連し、

- ・ 新型コロナウイルスへの感染が確認された教職員や児童生徒等が、療養解除後に、学校に出勤、登校するに当たって、学校に陰性証明を提出する必要はないこと

・ ただし、無症状患者が、検査で陰性を確認し、検体採取日から5日間経過後（6日目）に療養を解除する場合に、学校やその設置者等の判断により、その検査結果を撮影した画像等で確認することは差し支えないこと
については、過日の事務連絡でお知らせしたとおりですので、改めて御承知置きください。

【参考】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年9月8日変更）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_040908.pdf

以上について、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)



事務連絡
令和4年9月7日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「令和3年2月25日付け課長通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（令和4年2月2日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応をお願いしており、その療養期間については、

- ・有症状患者については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から解除を可能
- ・無症状患者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能（ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること）

を基本としています。

今般、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、本日の第98回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論を踏まえ、Withコロナの新たな段階への移行を見据え、以下のとおり見直すこととしましたので、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、本見直しについては、本日（令和4年9月7日）より適用となり、同日時点で患者である者にも適用いたします。

記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

(1) 有症状患者（※1）

(a) (b) 以外の者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

(b) 現に入院している者（※2）（従来から変更無し）

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。

※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

※2 高齢者施設に入所している者を含む。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

2 療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこと。

- 3 1 及び 2 に記載する事項を除く新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、引き続き、令和 3 年 2 月 25 日付け課長通知に基づき対応すること。